第1号様式（第6条第1項）

□：必須

罹 災 証 明 申 請 書

記載例

（あて先）八千代市長　　年　月　日

申請者（世帯主）	住 所 八千代市大和田新田312-5	電話番号 047-483-1151
	（現在の連絡先）	電話番号
	（フリガナ） ヤチヨ　タロウ 氏 名 八千代　太郎	生年月日 昭和42年（1967年）1月1日

窓口に来られた方（申請者と同じ場合は記入不要）	住 所 八千代市大和田〇〇〇－×× （フリガナ） オオワダ　ジロウ 氏 名 大和田　次郎	電話番号 047－〇〇〇－×××× 申請者との関係 ※ 子

※世帯主本人または同一世帯の親族以外の方は，下記の委任状が必要となります。

被災住家の世帯構成員	氏 名	続柄	生年月日	備考
	八千代　太郎	世帯主	196年　1月　1日	
	八千代　花子	妻	196年　1月　1日	
			年　月　日	
			年　月　日	
			年　月　日	

罹災原因	令和△　年　〇　月　××　日の　台風〇×号　による
被災住家※の所在地	☑世帯主住所と同じ　□それ以外（八千代市　）

※住家とは，現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のことをいいます。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）。

住家の被害	□ 浸水被害 （□床上 □床下）　☑ その他被害（以下に記入） 屋根、雨どいの破損
住家以外の被害	カーポート，門扉

【事項に続く】

罹災証明書の交付方法	☑ 郵送　（住所：八千代市大和田新田312-5　） □ 窓口　□その他（　）
写真による被害区分の判定※	☑希望する（写真を添付）　□ 希望しない ※下記の場合には，現地調査を省略し，写真により被害区分を判定することが可能です。 写真による判定を希望する場合は，「希望する」欄にチェックをしてください。 ・地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合 ・水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合 **・申請者の合意に基づく自己判定方式による一部損壊の判定を行う場合** **（「全壊，大規模半壊，中規模半壊，半壊，準半壊，準半壊に至らない（一部損壊）」の6つの被害区分のうち，「準半壊に至らない（一部損壊）」の判定となります。** ※添付された写真から被害の程度が判断できない場合には，必要に応じて現地調査を行うことがあります。 写真による被害区分の判定を希望しない場合は，写真の添付は必須ではありません。
住家に関する情報の内部利用同意欄	被害認定調査を迅速に行うため，固定資産課税台帳等に記載された建物の所在・地番，床面積，構造，図面といった情報を利用する場合があります。 ☑上記について，同意します。
市関係課との情報共有同意欄	この申請書に記載された内容を本市関係課等に対し，罹災状況の調査及び被災者支援に係る事務の範囲に限り，提供する場合があります。 なお，情報の提供について申請者の他，世帯主等の同意を得ています。 ☑上記について，同意します。

世帯主本人または同一世帯の親族以外の方が申請者の場合は、下記の委任状が必要です。

委任状
上記，窓口に来られた方を，代理人と認め，罹災証明書の申請及び証明書受領に関する権限を委任いたします。   令和〇年　×月　××日   世帯主　住　所　八千代市大和田新田312-5   氏　名　（自署）　八千代　太郎

市処理欄

受付日	
受付者	

第　　号

課長	副主幹	主査	担当